

工場立地法に基づく緑地面積率等を緩和する地域準則条例の制定について

「岡山市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例」（以下「地域準則条例」という。）により、岡山市内の工業地域、工業専用地域に立地する特定工場については、敷地に占める緑地面積及び環境施設面積の基準が緩和されます。

1 条例の概要

(1) 根拠

工場立地法第4条の2第1項（地域準則の設定）

(2) 対象地域

岡山市内の工業地域、工業専用地域

(3) 緑地面積率等基準

地 域	現行の緑地面積率 (国の準則)	緩和後の緑地面積率
工業・工業専用地域	20%以上 【25%以上】	10%以上 (Δ10%) 【15%以上 (Δ10%)】
準工業地域		現行どおり
住居・商業地域、その他地域		

※1 【 】は環境施設面積で、緑地面積に緑地以外のグラウンド、修景施設等を加えたもの

※2 工業・工業専用地域とそれ以外の地域に工場敷地がまたがる場合は、工場敷地面積に占める工業・工業専用地域の面積割合が2分の1以上の場合においては、工場敷地全体について、上記工業・工業専用地域における割合を適用します。

※3 工業・工業専用地域においては、昭和49年6月28日以前に設置又は設置のための工事に着手していた工場（既存工場）に係る計算式（工場立地に関する準則 備考）においても、上記工業・工業専用地域における割合を適用します。

(4) 施行期日

平成23年7月6日（公布の日）

2 適用

平成23年7月6日以降、特定工場の新設・変更等届出分より適用されます。